

新（改定後）

長野県建築工事積算要領第8に規定する基準等の適用について

「長野県建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第8の規定に基づき、「長野県建築工事積算基準」（以下、「積算基準」という。）第4から第6に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。

	「積算基準」第4から第6に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
3	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
4	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
5	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
6	公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
7	公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
8	公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
9	公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
10	公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版

旧（改定前）

長野県建築工事積算要領第8に規定する基準等の適用について

「長野県建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第8の規定に基づき、「長野県建築工事積算基準」（以下、「積算基準」という。）第4から第6に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。

	「積算基準」第4から第6に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
3	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
4	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
5	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
6	公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
7	公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
8	公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
9	公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
10	公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版

	「積算要領」第4に定める歩掛り	適用年版
11	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
12	営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り	令和5年版
<u>13</u>	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
<u>14</u>	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
<u>15</u>	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版

附則

- 1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成30年7月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和元年7月1日から適用する。
- 6 この要領は、令和2年7月1日から適用する。
- 7 この要領は、令和3年7月1日から適用する。
- 8 この要領は、令和5年8月1日から適用する。
- 9 この要領は、令和5年11月1日から適用する。
- 10 この要領は、令和6年5月1日から適用する。

	「積算要領」第4に定める歩掛り	適用年版
11	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
12	営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り	令和5年版
<u>13</u>	<u>長野県個別歩掛り（長野県建設部）</u>	<u>最新版</u>
<u>14</u>	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
<u>15</u>	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
<u>16</u>	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版

附則

- 1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成30年7月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和元年7月1日から適用する。
- 6 この要領は、令和2年7月1日から適用する。
- 7 この要領は、令和3年7月1日から適用する。
- 8 この要領は、令和5年8月1日から適用する。
- 9 この要領は、令和5年11月1日から適用する。
- (追加)